質疑回答書

独立行政法人航空大学校給与計算・勤怠管理システムの賃貸借等一式業務

	質問	回答
1	1. 導入支援サービスの契約類型について 仕様書には、給与計算・勤怠管理システムの導入及び導入支援に係る業務が含まれています。仕様書によると、当該業務の履行期間は、契約日の翌日から令和9年1月29日までとなっております。また、請負契約書①では、履行期間が同じ令和9年1月29日までとなっておりますので、当該業務については請負契約書①にて締結するものと思料いたします。請負契約書①では、当該業務が請負契約として定められています。 一方、弊社では、導入支援サービスを、作業の完成を目的とする請負ではなく、導入に向けた支援業務を善良な管理者の注意をもって遂行する準委任契約として提供しております。 本件の導入支援サービスについて、弊社所定の契約書及び契約条項（ユースウェアサービス）に基づき、準委任契約として提供する取扱いでよいでしょうか。なお、上記の取扱いが認められない場合には、恐れ入りますが、その理由及び具体的な取扱いについてご教示くださいますようお願いいたします。	貴社における業務内容の解釈については理解いたします。 当校請負契約書に相反する条項等が無いか確認のうえ、導入支援サービスについて本契約締結後に貴社所定の各書類に基づき提供いただくことで支障ございません。
2	2. 請負契約書②におけるソフトウェア及びクラウドサービスの提供形態について 請負契約書②では、給与計算・勤怠管理システムについて「賃貸借」として定められていますが、本件で弊社が提供する予定のものは、ソフトウェア及びクラウドサービスであり、ハードウェアについては貴校においてリース契約を想定されているものと認識しております。また、弊社が提供するソフトウェアは、物件の賃貸借ではなく、ソフトウェアの使用許諾として提供しており、クラウドサービスは、利用規約に基づくサービスとして提供しております。なお、クラウドサービスに係る保守・サポート等は、利用規約に定めがある場合に、当該サービスの提供の一環として、利用規約に基づいて実施するものであり、別途保守契約として提供するものではありません。 本件のソフトウェア及びクラウドサービスについて、弊社所定の各書類に基づき、ソフトウェアは使用許諾として、クラウドサービスは保守・サポート等を含め、利用規約に基づくサービスとして提供し、利用いただく取扱いでよいでしょうか。なお、上記の取扱いが認められない場合には、恐れ入りますが、その理由及び具体的な取扱いについてご教示くださいますようお願いいたします。	貴社における業務内容の解釈については理解いたします。 当校請負契約書に相反する条項等が無いか確認のうえ、ソフトウェア及びクラウドサービスについて、本契約締結後に貴社所定の各書類に基づき提供いただくことで支障ございません。
3	3. ソフトウェアの保守サービスの契約類型について 給与計算・勤怠管理システムの運用支援及び保守業務については、仕様書及び履行期間の記載から、請負契約書②により契約するものと思料いたします。請負契約書②では、当該保守サービスが請負契約として定められていますが、弊社では、ソフトウェアの保守サービスを仕事の完成を目的とする請負契約ではなく、保守業務を善良な管理者の注意をもって遂行する準委任契約として提供しております。 本件のソフトウェアの保守サービスについて、弊社所定の契約条項に基づき、準委任契約として提供する取扱いでよいでしょうか。なお、上記の取扱いが認められない場合には、恐れ入りますが、その理由及び具体的な取扱いについてご教示くださいますようお願いいたします。	貴社における業務内容の解釈については理解いたします。 当校請負契約書に相反する条項等が無いか確認のうえ、ソフトウェアの保守サービスについては、本契約締結後に貴社所定の各書類に基づき提供いただくことで支障ございません。

4	4. 第三者サービスの利用条件について 本件で提供を予定しているサービスは、A社が提供するサービスです。 当該サービスに係る契約は弊社と貴校との間で締結する一方、サービスはA社から貴校に対して直接提供される取扱いを予定しております。 当該サービスについて、A社所定の申込書、利用規約その他の利用条件に基づき、A社が貴校に対して直接提供し、利用する取扱いでよいでしょうか。なお、上記の取扱いが認められない場合には、恐れ入りますが、その理由及び具体的な取扱いについてご教示くださいますようお願いいたします。	請負契約書（案）第5条に規定のとおり、請負の全部を一括して第三者に委託することを禁止しております。請負の一部を第三者へ委託する場合については、あらかじめ、再委託等を行おうとする相手方の住所、氏名、作業の範囲、必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、当校の承諾を得ていただく必要がございますのでご留意願います。 　本契約締結後に各書類に基づき、貴社において各サービスの導入スケジュールなどを管理し、仕様書に則った提供をいただくことで支障ございません。
5	5. A社によるサービス提供の取扱いについて A社による当該サービスの提供については、同社が貴校に対して直接サービスを提供するものであり、弊社による本件業務の再委託には該当しないと考えておりますことから、請負契約書①及び②の第5条に定める「再委託等」には該当しない取扱いでよいでしょうか。なお、上記の取扱いが認められない場合には、恐れ入りますが、その理由及び具体的な取扱いについてご教示くださいますようお願いいたします。	請負契約書（案）第5条に規定のとおり、請負の全部を一括して第三者に委託することを禁止しております。請負の一部を第三者へ委託する場合については、あらかじめ、再委託等を行おうとする相手方の住所、氏名、作業の範囲、必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、当校の承諾を得ていただく必要がございますのでご留意願います。 　本契約締結後に各書類に基づき、貴社において各サービスの導入スケジュールなどを管理し、仕様書に則った提供をいただくことで支障ございません。
6	6. 契約書類の定めが相違する場合の取扱いについて 質問1から4に掲げる各書類（A社所定の申込書・利用規約を含みます。）の定めと請負契約書①及び②の定めに相違がある場合には、当該各書類の定めを適用する取扱いでよいでしょうか。なお、上記の取扱いが認められない場合には、恐れ入りますが、その理由（適用できない定めを含みます。）についてご教示くださいますようお願いいたします。	請負契約書（案）と各社所定の書類に相違がある場合、請負契約書（案）を優先とします。請負契約書（案）に定めのない事項については、請負契約書（案）第５９条に基づき、双方協議にて定めることとしております。